



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名	五 洋 建 設 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 村 重 芳 雄
コ ー ド 番 号	1 8 9 3
上 場 取 引 所	東 証 ・ 名 証 各 第 一 部
問 合 せ 先	経 営 企 画 部 長 稲 富 路 生 (TEL 03-3817-7545)

当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 57 期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき「当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）を導入し、その後、平成 22 年 6 月 29 日開催の第 60 期定時株主総会において、本プランの一部変更及び継続に関するご承認をいただいております。

本プランの有効期限は、本年 6 月に開催予定の当社第 63 期定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。当社は本日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせ致します。

記

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）を定めるとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取組みとして導入いたしました。

しかしながら、本プラン導入時とは当社を取り巻く外部環境等が変化するとともに、金融商品取引法による大量買付行為に対する法制度の整備が行われたことから、株主の皆様ならびに当社取締役会が適正な判断をするために必要な情報や時間を確保するという本プランの導入目的も一定程度担保されていることから、本プラン導入の意義が相対的に低下してきていると考えられます。

このような状況を勘案し、当社は、本プランの有効期限満了を迎えるにあたり、慎重に検討を重ねた結果、平成 25 年 5 月 13 日開催の当社取締役会において、本定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は本プランの非継続後も当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、法令および当社定款の許容する範囲内において、適切な措置を講じる所存であります。

以 上